

14100

神奈川県

横浜市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	支援内容
横浜市企業立地等促進特定地域等における支援制度（企業立地促進条例）	H16.3	<p>1. 【取得型】建物等を建設・取得する場合等</p> <p>【対象地域】</p> <p>① みなとみらい 21 地域  ② 横浜駅周辺地域  ③ 関内周辺地域  ④ 新横浜都心地域  ⑤ 港北ニュータウン地域  ⑥ 京浜臨海部地域  ⑦ 鶴見東部工業地域  ⑧ 鶴見西部・港北東部工業地域  ⑨ 臨海南部工業地域  ⑩ 内陸南部工業地域  ⑪ 旭・瀬谷工業地域  ⑫ 港北中部工業地域  ⑬ 内陸北部工業地域  ⑭ 上記①～⑬までの地域以外の市域（市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域を除く）</p> <p>【対象事業者】</p> <p>特定の地域に固定資産（土地、家屋、償却資産）を取得（投下資本額が大企業 50 億円以上、中小企業 1 億円以上のものに限る）して、事業所（本社、研究所、工場）、賃貸型 R&amp;D 施設、賃貸ビル、観光・MICE 施設の設置等をする者</p> <p>⑥～⑬までの地域においては、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 環境・エネルギー、健康・医療の産業分野に該当する事業者  イ 自然科学研究の分野に該当する事業者  ウ 日本標準産業分類の製造業に該当する事業者</p> <p>⑭（①～⑬までの地域以外の市域）においては、次のい</p>	<p>【助成金】</p> <p>土地・家屋・償却資産の取得に要する費用（取得価額）をもとに算定した助成金（投下資本額に下記の助成率を乗じた額）を交付</p> <p>【助成率】</p> <p>※地域や対象施設により異なります</p> <p>・①、②、③の地域  12%（①、②の地域の賃貸ビルは 8%）</p> <p>・⑥、⑨の地域  10%（先端技術工場は 12%）</p> <p>・上記（①、②、③、⑥、⑨）以外の地域  8%（⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬の地域の先端技術工場は 10%）</p> <p>【上限額】</p> <p>※地域や対象施設などにより異なります</p> <p>・①、②、③の地域（③の地域の賃貸ビルを除く）  家屋・償却資産は 40 億円、土地は 10 億円</p> <p>・③の地域の賃貸ビル  20 億円（家屋の新・増築を伴わない場合は 10 億円）</p> <p>・④、⑤、⑥、⑨の地域</p>

		<p>れも該当すること。</p> <p>ア 経常利益の額が直近 3 年間で 3 億円以上又は直近 1 年間で 1 億円以上</p> <p>イ 市内初進出の機能</p> <p>ウ 事業所の従業者数が 50 人以上</p> <p>※このほかにも一定の要件あり</p>	<p>20 億円</p> <p>・⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬の地域、⑭(①～⑬までの地域以外の市域)</p> <p>10 億円</p> <p>※ 市民雇用や市内発注の実績に応じて助成金を上乗せする制度もあり</p>
		<p>2. 【テナント型】建物・オフィス床等を賃借する場合等</p> <p>【対象地域】</p> <p>① みなとみらい 21 地域</p> <p>② 横浜駅周辺地域</p> <p>③ 関内周辺地域</p> <p>④ 新横浜都心地域</p> <p>⑥ 京浜臨海部地域</p> <p>⑨ 臨海南部工業地域</p> <p>【対象事業者】</p> <p>特定の地域に家屋を賃借して、一定規模以上の本社機能等(研究所を含む)を設置する者 (市内に既存の本社等がある場合に拡張して設置する場合も、一定の要件を満たすことで対象となります)</p> <p>ア 経常利益の額が直近3年間で3億円以上又は直近 1 年間で 1 億円以上</p> <p>イ 本社等の従業者数が 100 人以上</p> <p>ウ 製造業、環境・エネルギー、健康・医療の分野の事業を営む事業者(⑥、⑨の地域のみ)</p> <p>※このほかにも一定の要件あり</p>	<p>法人市民税(法人税割額)を4～5年間(外資系企業は5～6年間)軽減</p> <p>※市内に他の事務所等がある場合は、設置した本社等の従業者の人数に相当する部分を軽減</p> <p>※軽減期間は対象地域により異なる</p> <p>&lt;&lt;税軽減&gt;&gt;</p> <p>【控除額上限】</p> <p>1億円/年</p> <p>※ 市民雇用の実績に応じて助成金を上乗せする制度もあり</p>
横浜市成長産業立地促進助成制度	H13.5	<p>1. 市内初進出</p> <p>【対象地域】</p> <p>横浜市内</p> <p>【対象事業者】</p> <p>本市が指定する産業(環境・エネルギー、健康・医療、観光・MICE、IT、製造業等)を営む市外企業等</p>	<p>《助成金》</p> <p>ア 賃借料の3か月相当額(上限額:1,000 万円)</p> <p>イ 賃借料の3か月相当額(上限額:150 万円)</p> <p>ウ 従業者一人あたり 10 万円(上限額:500 万円)</p>

	<p>《主な要件》</p> <p>ア 床面積 300 m<sup>2</sup>以上または従業者数 30 人以上(本社・研究開発機能)</p> <p>イ 床面積 50 m<sup>2</sup>以上または従業者数3人以上(本社・研究開発機能・事務所)</p> <p>ウ 床面積 10 m<sup>2</sup>以上かつ従業者数3人以上(本社・研究開発機能・事務所、サービスオフィス特例)</p>	<p>※関内周辺地域への進出は助成内容が 1.5 倍</p>
	<p>2. 拡張移転特例</p> <p><b>【対象地域】</b> 横浜市内</p> <p><b>【対象事業者】</b> 本市が指定する産業(環境・エネルギー、健康・医療、観光・MICE、IT、製造業等)を営み、本社機能を市内で拡充する市内企業等</p> <p>《主な要件》</p> <p>ア 本社・研究開発機能に係る床面積が 300 m<sup>2</sup>以上増加かつ2倍以上増加、または従業者数が 30 人以上増加かつ2倍以上増加</p> <p>イ 本社・研究開発機能に係る床面積が 100 m<sup>2</sup>以上増加かつ2倍以上増加</p>	<p>《助成金》</p> <p>ア 賃借料の3か月相当額(上限額:600 万円)</p> <p>イ 賃借料の3か月相当額(上限額:100 万円)</p> <p>※関内周辺地域への進出は助成内容が 1.5 倍</p>

詳しくはこちら([横浜市公式 HP | 企業へのサポート一覧](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/yuchi/support/support.html))

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/yuchi/support/support.html>

14130

神奈川県

川崎市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名 (制度名)	制定年月	対象者の要件	内 容
産業立地促進 資金	H7.10	<p>〈対象事業〉</p> <p>○製造業に係る工場又は事業所、研究開発施設等を設置する資本金 10 億円以下又は従業員 500 人以下の会社又は個人及び中小企業等</p> <p>〈対象地域〉</p> <p>○川崎市が指定する産業拠点地区及び工業専用地域</p>	<p>融資条件</p> <p>○設備:年 2.1%以内            運転:年 2.0%以内</p> <p>(新川崎A地区・殿町3丁目地区への進出の場合、運転・設備ともに年 1.9%以内)</p> <p>○限度額:設備 20 億円、運転2億 8,000 万円</p> <p>○融資期間:設備 15 年以内、運転7年以内(ともに据置期間1年以内を含む)</p> <p>○返済方法:割賦返済</p> <p>○連帯保証人:原則として、法人は代表者による連帯保証、個人事業主は不要</p> <p>○担保:必要により徴収</p>
がんばるもの づくり企業操 業環境整備助 成制度(立地 促進支援)	H29.4	<p>〈対象地域〉</p> <p>川崎市内の準工業地域及び工業地域※ 除外区域あり</p> <p>〈対象事業〉</p> <p>工場等を新增設する事業(既存の建物を賃借または取得する場合を含む)</p>	<p>助成金</p> <p>○助成対象経費:土地、建物、設備の取得等に要する費用(賃借料・リース料を含む)など</p> <p>○助成率:助成対象経費の1/5以内</p> <p>○助成限度額:            最大3,000万円            ※工場等の新築もしくは既存物件の取得であつて、重点支援評価に該当する場合は3,000万円、標準評価に該当する場合は2,500万円とする。            ※賃貸物件への入居であつて、重点支援評価に該当する場合は2,000万円、標準評価に該当する場合は1,500万円とする。            ※交付要綱及び公募要領に定める6項目の評価基準のうち、3項目以上満たす事業を重点支援評価とし、それ以外を標準評価とする。</p> <p>○公募期間(R2年度):            R2.4月～</p> <p>※予算がなくなり次第終了</p>

14150

**神奈川県**  
**相模原市**

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
大企業 100,000 中小企業 10,000 (製造業、情報通信業、自然科学研究 研究所)	—	(下に記載の対 象区域) 1/2を軽減	固定資産税 都市計画税	5年間 (操業開始後)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
相模原市産業集積促進条例に基づく企業立地等に対する奨励措置(STEP50) 1) 土地取得奨励金	H17.10 制定 H22.4 改正 H27.4 改正 H29.4 改正 R2.4 改正	<p>〈適用要件〉</p> <p>○新設:企業等が新たに土地を取得等し、新たに工場等の設置等をする事</p> <p>○既存事業所活用:企業等が居抜きで工場等を取得すること</p> <p>○増設:リーディング産業に該当する企業等 〈対象企業〉</p> <p>○製造業、情報通信業、自然科学研究所 〈最低投資額〉</p> <p>○土地、家屋、償却資産(中小企業のみ)の合計が大企業10億円、中小企業1億円 〈対象地域〉</p> <p>○工業専用地域、工業地域、準工業地域若しくは用途地域の指定のない区域(市街化調整区域等を除く)のうち工業系の0.5ha以上の一団の地域、特別工業地区、工業の利便の増進に資すると認める区域として市長が告示する区域(告示区域)等</p>	<p>土地取得奨励金</p> <p>※次のア～ウ)は合算可。最大土地取得費の40%以内を交付(上限10億円。建物建設奨励金を受ける場合は、合算して上限10億円)</p> <p>ア)リーディング産業(航空宇宙、ロボット)に該当する企業等の場合、土地取得費の20%以内を交付(上限10億円)</p> <p>イ)工場等の立地とともに本社を市外から市内へ移転する場合、土地取得費の10%以内を交付(上限10億円)</p> <p>ウ)市内に工場等がなく初めて市内に立地する場合、土地取得費の10%以内を交付(上限10億円)</p> <p>エ)告示区域内に立地する場合、土地取得費の10%以内を交付(上限10億円)</p>
2) 建物建設奨励金		<p>○新設:企業等が新たに土地を取得等し、新たに工場等の設置等をする事</p> <p>○既存事業所活用:企業等が居抜きで工場等を取得すること</p> <p>○増設:リーディング産業に該当する企業等</p>	<p>建物建設奨励金</p> <p>※次のア～ウ)は合算可。最大建物建設費の40%以内を交付(上限10億円。土地取得奨励金を受ける場合は、合算して上限10億円)</p>

	<p>又は 30 年以上市内で操業している企業等 〈対象企業〉</p> <p>○製造業、情報通信業、自然科学研究所 〈最低投資額〉</p> <p>○土地、家屋、償却資産(中小企業のみ)の 合計が大企業 10 億円、中小企業1億円 〈対象地域〉</p> <p>○工業専用地域、工業地域、準工業地域若 しくは用途地域の指定のない区域(市街化調 整区域等を除く)のうち工業系の 0.5ha 以上 の一団の地域、特別工業地区、工業の利便 の増進に資すると認める区域として市長が告 示する区域(告示区域)等</p>	<p>ア)リーディング産業(航空宇宙、ロボ ット)に該当する企業等の場合、建物 建設費の 20%以内を交付(上限 10 億円)</p> <p>イ)工場等の立地とともに本社を市外 から市内へ移転する場合、建物建設 費の 10%以内を交付(上限 10 億円)</p> <p>ウ)市内に工場等がなく初めて市内に 立地する場合、建物建設費の 10%以 内を交付(上限 10 億円)</p> <p>エ)告示区域内に立地する場合、建 物建設費の 10%以内を交付(上限 10 億円)</p> <p>オ)市内 30 年以上操業企業等が立 地する場合、建物建設費の 10%以内 を交付(上限 4 億円)</p>
3) 市内企業活用奨励 金	○適用要件・対象企業・最低投資額・対象地 域は上記の通り	<p>市内企業活用奨励金</p> <p>○市内建設業者等に工場等の建設 発注をした場合、家屋に係る工事請 負契約額の3%以内を交付</p>
4) 雇用奨励金	<p>○上記奨励金又は税の軽減措置を受けて立 地した企業等が新たに常用雇用した場合</p> <p>○工場等を賃借し製造業等に係る作業を開 始した企業等が新たに常用雇用した場合</p> <p>※工場等を賃借する場合は、賃借契約期間 10 年以上、償却資産の取得に要した費用が 1億円以上(大企業は 10 億円以上)等の要 件あり。</p>	<p>雇用奨励金</p> <p>ア)新たに1名以上(大企業の場合6 名以上)の常用雇用をした場合、3年 の雇用実績等を確認後、1人当たり 50 万円(女性にあつては 70 万円)を 交付</p> <p>イ)特定求職者雇用開発助成金(就 職氷河期世代安定雇用実現コース) 対象者1名以上を常用雇用した場 合、1年の雇用実績等を確認後1人 当たり60万円を交付</p>
相模原市産業集積促 進条例に基づく工業用 地の保全に対する奨励 措置(STEP50)	<p>工業用地継承奨励金</p> <p>○製造業、情報通信業、自然科学研究所に 1,000㎡以上の土地を売却する場合(企業立 地等に対する奨励措置の対象地域内に限 る)</p> <p>工業保全地区奨励金</p>	<p>工業用地継承奨励金</p> <p>○従前の所有者に前年度の土地及 び家屋に係る固定資産税並びに都 市計画税の納付額に相当する額</p> <p>工業保全地区奨励金</p>
・工業用地継承奨励金 ・工業保全地区奨励金		

	<p>○企業立地等に対する奨励措置の対象地域内(工業専用地域及び特別工業地区を除く)において、工業系の土地利用を主とした地区計画を定めた場合</p>	<p>○地区計画区域内の土地に係る固定資産税及び都市計画税の納付額の1/2相当額を5か年交付</p>
--	--	--

詳しくはこちら([かながわ産業立地情報](#))

※[http://www.k-yuchi.jp/yugu/pdf/04\\_sagamihara.pdf](http://www.k-yuchi.jp/yugu/pdf/04_sagamihara.pdf)

14201

神奈川県

横須賀市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新たな立地 大企業 50,000 中小企業 10,000	—	(横須賀リサーチパーク、工業系地域) 課税免除	固定資産税 都市計画税 事業所税	5年間
市内既存企業の設備投資 大企業 10,000(1年間) 中小企業 1,000(1年間)	—	(横須賀リサーチパーク、工業系地域) 不均一課税(3/4 軽減)	固定資産税 都市計画税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
横須賀市企業等の立地及び設備投資促進条例 (立地に対する奨励金)	H23.10	<p>〈対象事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境・エネルギー分野の立地、高度先端ものづくり分野</li> <li>○投下資本額が5億円(中小企業等にあつては1億円)以上</li> </ul> <p>〈対象地域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定産業地域(横須賀リサーチパーク)</li> <li>○工業系地域(工業地域、工業専用地域、地区計画で「工業系用途」に定めている地域)</li> </ul> <p>〈対象業種〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本標準産業分類表に定める、製造業、情報通信業、学術・開発研究機関、電気業</li> </ul> <p>(対象案件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○立地:用地または建物を新たに取得もしくは借り受け、事業所の新設、移設、増設をし、操業を開始することをいう。</li> </ul>	<p>奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○投下資本額の10%以内、限度額:5億円</li> </ul> <p>※奨励金は5年以内の分割交付</p>
横須賀市企業等の立地及び設備投資促進条例 (設備投資に対する奨励金)	H23.10	<p>〈対象事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境・エネルギー分野の設備投資、高度先端ものづくり分野(いずれも新規性の高いものに限定)</li> </ul> <p>※新規性の高いもの</p> <p>市内の自社事業所で生産していない製品で、その製品のみを専ら製造、研究するためのもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○投下資本額が1億円(中小企業等にあつては1千万円)以上</li> </ul>	<p>奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○投下資本額の10%以内、限度額:3億円</li> </ul> <p>※奨励金は5年以内の分割交付</p>

		<p>〈対象地域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定産業地域(横須賀リサーチパーク)</li> <li>○工業系地域(工業地域、工業専用地域、地区計画で「工業系用途」に定めている地域、準工業地域のうち設備投資により住環境が悪化することがないと認められる地域など)</li> </ul> <p>〈対象業種〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本標準産業分類表に定める、製造業、情報通信業、学術・開発研究機関、電気業</li> </ul> <p>〈対象案件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○設備投資:事業拡張・効率化を目的とした、償却資産(機械・装置)の設置とこれにともなう家屋の新增設(大企業は、「新製品の製造」、「研究・開発」および「事業の拡大」を目的とした設備投資に限定)</li> <li>○環境施設整備等:工場立地法に規定する環境施設の新增設(一般利用に供するものに限る)</li> </ul>	
--	--	---	--

詳しくはこちら([かながわ産業立地情報](#))

14203

神奈川県

平塚市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地等促進事業（施設整備助成）	H22. 4	<p>〈対象地域〉</p> <p>○工業地域、工業専用地域、平塚市五領ヶ台研究研修パーク(めぐみが丘)、ツインシティ大神地区、市街化調整区域で開発行為の許可が得られた地域、準工業地域(9,000㎡以上)</p> <p>〈対象企業〉</p> <p>○日本標準産業分類に定める製造業及び付随する研究所、情報通信業、自然科学研究所の新設又は増設</p> <p>〈適用要件〉</p> <p>○事業所等の新設又は増設</p> <p>○投下資本額:大企業3億円以上、中小企業5,000万円以上</p> <p>※1. 企業の新規立地並びに拡張に要した費用のうち、土地、家屋及び償却資産の取得に要した費用総額。ただし、土地又は償却資産の取得のみは適用除外とする</p> <p>※2. 対象施設の操業開始から3ヶ月以内の申請(ただし、令和元年12月31日までに操業開始した施設)</p>	<p>○固定資産税及び都市計画税相当額の1/2の額を土地の取得がある場合は7年間、土地の取得がない場合は5年間助成</p> <p>○限度額:市内発注奨励助成、企業立地奨励助成と合わせて累計5億円</p> <p>〈適用期間〉</p> <p>平成27年4月1日から令和2年3月31日まで</p>
企業立地等促進事業(雇用助成)		<p>○対象地域・対象企業は上記のとおり</p> <p>〈適用要件〉</p> <p>○施設整備助成適用企業事業所等の新設又は増設に伴い、当該事業所で常用の従業員として、市内在住者を一定期間以上雇用し続けた場合</p>	<p>○雇用1人につき大企業は30万円、中小企業は50万円</p> <p>○20歳未満又は60歳以上又は障害者の雇用の促進等に関する法律で定める障害者を雇用した場合、雇用奨励加算として、1人につき20万円を加算</p> <p>○限度額:1,000万円</p> <p>〈対象期間〉</p> <p>平成27年4月1日から令和2年3月31日まで</p>

<p>企業立地等促進事業(環境設備助成)</p>	<p>H22. 4</p>	<p>○対象地域・対象企業は上記のとおり</p> <p>(適用要件)</p> <p>○施設整備助成適用企業で、雨水活用設備(有効貯水量 10 m<sup>3</sup>以上)、太陽光発電設備(発電能力 10kw 以上)、風力発電設備、蓄電設備を導入した場合(1事業1回限り)</p>	<p>○雨水活用設備 貯水量1m<sup>3</sup>につき、5万円を乗じた額(限度額 100 万円)</p> <p>○太陽光発電設備 発電能力1kw につき、10 万円を乗じた額(限度額 300 万円)</p> <p>○風力発電設備 発電能力1kw につき、5万円を乗じた額(限度額 100 万円)</p> <p>○蓄電設備 設備の導入にかかった費用に0.25を乗じて得た額(限度額 100 万円)</p> <p>〈対象期間〉 平成 27 年4月1日から令和2年3月 31 日まで</p>
<p>企業立地等促進事業(市内発注奨励助成)</p>	<p>H26. 4</p>	<p>○対象地域・対象企業は上記のとおり</p> <p>(適用要件)</p> <p>施設整備助成適用企業で、建物・償却資産の全額を市内発注した場合</p>	<p>○対象固定資産税等相当額の 1/2 を初年度に限り助成</p> <p>○限度額:施設整備助成・企業立地奨励助成と合わせて累計5億円</p> <p>〈対象期間〉 平成 27 年4月1日から令和2年3月 31 日まで</p>
<p>企業立地等促進事業(企業立地奨励助成)</p>		<p>○対象地域・対象企業は上記のとおり</p> <p>(適用要件)</p> <p>施設整備助成適用企業で、研究所や情報通信業を行うため、又は 5,000 m<sup>2</sup>以上の用地取得の場合</p>	<p>○対象固定資産税等相当額の 1/2 を初年度に限り助成</p> <p>○限度額:施設整備助成・市内発注奨励助成と合わせて累計5億円</p> <p>〈対象期間〉 平成 27 年4月1日から令和2年3月 31 日まで</p>
<p>企業立地等促進事業(持続可能な経営奨励助成)</p>	<p>H29. 4</p>	<p>○対象地域・対象企業は上記のとおり</p> <p>(適用要件)</p> <p>施設整備助成適用企業で、次の条件を満たす場合</p>	<p>○該当する条件1件当たり 30 万円を助成</p> <p>※同一の条件に対する助成は、1回限り</p> <p>○限度額:施設整備助成・企業立地奨励助成と合わせて累計5億円</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムの認証を取得している。</li> <li>・事業継続計画(BCP)を策定している。</li> <li>・イクボス宣言企業として本市に登録されている。又はくるみん認定等を受けている。</li> <li>・事業所内保育施設を設置し、運営している。</li> <li>・ロボット関連産業として神奈川県「セレクト神奈川100」の認定を受けている。</li> <li>・平塚市の地方創生(地域再生計画)に係る事業を行っている。</li> </ul>	<p>励助成と合わせて累計5億円</p> <p>〈対象期間〉 平成29年4月1日から令和2年3月31日まで</p>
<p>中小企業設備投資 促進助成</p>	<p>H22.4</p>	<p>〈対象地域〉 市内全域</p> <p>〈対象企業〉 市内で1年以上継続して事業を営んでいる日本標準産業分類に定める製造業で、次のいずれかにあてはまる中小企業</p> <p>①生産の拡大などのために総額2,000万円以上の機械・装置等を導入した企業</p> <p>②自社所有工場に次の要件を満たした太陽光発電設備を導入した企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入額の1/2以上を市内企業に発注していること</li> <li>・発電能力5kw以上であること</li> </ul> <p>③女性が働きやすい環境づくりのために、生産等設備とあわせて導入した設備(女性用トイレ、更衣室、事業所内保育施設等)</p> <p>〈その他の要件〉</p> <p>①生産等設備、②環境設備、③女性活躍推進設備の助成それぞれ1事業所1回限り</p>	<p>①生産等設備は、市内企業に発注、支払いした場合、もしくは次の要件のうち、3つ以上に該当する場合は、機械・装置の導入にかかる取得額の5%、それ以外のものは取得額の2%の額(限度額300万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムの認証を取得している。</li> <li>・事業継続計画(BCP)を策定している。</li> <li>・イクボス宣言企業として本市に登録されている。又はくるみん認定等を受けている。</li> <li>・事業所内保育施設を設置し、運営している。</li> <li>・ロボット関連産業として神奈川県「セレクト神奈川100」の認定を受けている。</li> <li>・平塚市の地方創生(地域再生計画)に係る事業を行っている。</li> </ul> <p>②環境設備については、発電能力1kwにつき10万円を乗じた額と購入額の1/2の額のいずれか低い額(限度額100万円)</p> <p>〈対象期間〉 平成31年4月1日から令和元年12月31日までに稼動する機械・装置等</p>

詳しくはこちら([かながわ産業立地情報](#))

14204

神奈川県

鎌倉市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<p>■事業所の立地に対する減税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大企業 30,000 (市内で3年以上操業する企業 10,000)</li> <li>・中小企業 5,000 (市内で3年以上操業する企業 2,000)</li> </ul> <p>&lt;対象地域及び業種&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業地域、工業専用地域、準工業地域(製造業のみ)</li> <li>・全ての地域(情報通信業、宿泊業、自然科学研究所)</li> </ul> <p>&lt;対象期間&gt;</p> <p>令和4年(2022年)3月31日まで</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大企業1/3に軽減</li> <li>・中小企業1/4に軽減</li> </ul>	固定資産税 都市計画税	5年間
<p>■本社機能の設置に対する減税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大企業 30,000 (市内で3年以上操業する企業 10,000)</li> <li>・中小企業 5,000 (市内で3年以上操業する企業 2,000)</li> </ul> <p>&lt;対象地域及び業種&gt;</p> <p>全ての地域及び全ての業種</p> <p>&lt;対象期間&gt;</p> <p>令和4年(2022年)3月31日まで</p>	—	1/2に軽減	法人市民税法 人税割	3年間
<p>■設備投資に対する減税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で3年以上操業する大企業 設備一品あたり 5,000</li> <li>・市内で3年以上操業する中小企業 設備一品あたり 500</li> </ul> <p>&lt;対象地域及び業種&gt;</p> <p>全ての地域(製造業、情報通信業、宿泊業、自然科学研究所)</p> <p>&lt;対象期間&gt;</p> <p>令和4年(2022年)3月31日</p>	—	1/3に軽減	固定資産税	5年間
<p>■事業所内保育施設の設置に伴い取得した償却資産に対する減税</p>	—	免除	固定資産税	5年間

<対象地域及び業種> 全ての地域及び全ての業種 <対象期間> 令和4年(2022年)3月31日				
--	--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
鎌倉市企業立地整備費等補助金交付要綱	平成29年10月1日	<p>市内に新たに構えた事業所で3年以上事業継続の計画があり、下記①～③いずれかの要件を満たす事業者(鎌倉市企業立地等促進条例の税の軽減措置を受けられない事業者に限る)</p> <p>①情報通信業を営む事業者であって、市内に事業所を有さず、市内で新規に事業所を整備する事業者</p> <p>②情報通信業を営む事業者であって、市内に事業所を有し、3名以上の従業員を増員する事業拡大を行い、市内に事業所を新規に整備する事業者</p> <p>③神奈川県信用保証協会の保証対象業種であって、情報通信業を含む事業者のシェアードオフィスを設置する事業者(リフォーム補助のみ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォーム補助(補助率50%以内、上限300万円。オフィス等の床面積が100㎡未満は150万円)</li> <li>・賃料(家賃)補助(補助率50%以内、上限1か月当たり25万円。共益費を含み、敷金、権利金その他これらに類する経費は含まず年度内6か月分まで)</li> </ul>
鎌倉市環境共生施設整備費補助金交付要綱	平成21年4月1日	市内で製造業、情報通信業、自然科学研究所を1年以上営む事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全施設の整備(補助率50%以内、上限300万円)</li> <li>・雨水活用施設の整備(補助率30%以内、上限100万円)</li> <li>・太陽光発電施設の整備(発電能力1kwにつき10万円、上限150万円)</li> </ul>
鎌倉市中小企業経営基盤強化事業費補助金交付要綱	平成29年4月1日	市内で製造業、情報通信業、自然科学研究所を1年以上営む中小企業者又は当該中小企業者で構成する団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>①産業財産権取得事業</li> <li>②展示会等出展事業</li> <li>③ISO認証等取得事業</li> <li>④BCP(事業継続計画)策定事業</li> <li>⑤人材育成事業</li> </ul> <p>補助率50%以内、上限30万円。⑤は年度内上限30万円まで複数回申請可。</p>

詳しくは、市ホームページへ

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shoukou/kigyouritti.html>(鎌倉市企業立地等促進条例)

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shoukou/sien/office.html>(鎌倉市企業立地整備費等補助金)

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shoukou/kankyuu.html>(鎌倉市環境共生施設整備費補助金・中小企業経営基盤強化事業費補助金)

14205

神奈川県

藤沢市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
〈対象地域・企業〉 (1) 新産業の森北部地区 ・製造業 ・情報通信業 ・学術研究、専門・技術サービス業 (2) 工業地域・工業専用地域 ・製造業 (3) ホテル立地地域 ・日本標準産業分類に定める宿泊業のうち、ホテルを営む事業  〈対象要件〉 (1)、(2)のみ 投下資本額 大企業 3億円以上 中小企業 5,000万円以上 ※ロボット分野に係る事業の場合、 大企業 2億円以上 中小企業 3,000万円以上 (3)のみ ①客室数 80 室以上(平均客室 面積 13m <sup>2</sup> 以上) ②客室数 50 室以上(平均客室 面積 13m <sup>2</sup> 以上)かつ床面積 350 m <sup>2</sup> 以上の多目的ホール ③客室数 30 室以上(平均客室面積 18m <sup>2</sup> 以上)かつ床面積 350 m <sup>2</sup> 以上の多目的ホール ④客室数 30 室以上(平均客室面積 18m <sup>2</sup> 以上) ⑤客室数 45 室以上かつ床面積 350 m <sup>2</sup> 以上の多目的ホール ※いずれも国際観光ホテル整備法における施設設置基準及び日本政府観光局認定外国人観光案内所の設置要件をみたすこと (1)から(3)		(1)新産業の森北部地区 課税免除  (2)工業地域・工業専用地域 課税1/2軽減  (3)ホテル立地地域 要件①～④の場合、課税免除 要件⑤の場合、課税1/2軽減	固定資産税 都市計画税	(1)新産業の森北部地区 大企業5年間 (ロボット分野に係る事業は+2年間1/2に軽減) 中小企業7年間 (ロボット分野に係る事業は+3年間1/2に軽減)  (2)工業地域・工業専用地域 大企業5年間 (ロボット分野に係る事業は+2年間3/4に軽減) 中小企業5年間 (ロボット分野に係る事業は+2年間1/2に軽減)  (3)ホテル立地地域 要件①、④の場合、5年間 要件②、③、⑤の場合、7年間

10年間の事業継続義務期間あり			
〈対象期間〉			
【固定資産の取得等】			
令和7年3月31日まで			
【指定事業の開始】			
固定資産の取得等から5年以内			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地等促進事業 (重点産業立地促進助成制度)	H26.4	<p>〈対象事業者〉</p> <p>○次に掲げる事業を行う企業で、一定規模の条件でオフィスビル等に入居するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロボット分野</li> <li>・第4次産業革命関連分野</li> <li>・未病分野</li> <li>・成長ものづくり分野</li> <li>・コンテンツ関連事業</li> </ul> <p>〈主な要件〉</p> <p>○市外企業又は新規設立企業の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積が 100 m<sup>2</sup>以上(ロボット分野に係る事業は 60 m<sup>2</sup>以上)の規模で入居すること</li> <li>・従業者が5人以上(ロボット分野に係る事業は3人以上)であること</li> </ul> <p>○市内企業の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積が 100 m<sup>2</sup>以上(ロボット分野に係る事業は 60 m<sup>2</sup>以上)拡大する移転であること</li> <li>・従業者が5人以上(ロボット分野に係る事業は3人以上)増加すること</li> </ul>	<p>助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○月額賃料等の1/2 (上限 50 万円)</li> <li>○交付対象期間:6ヶ月 (ロボット分野に係る事業は 12ヶ月)</li> </ul>
企業立地等促進事業 (企業立地雇用奨励補助制度)	H17.4	<p>〈対象事業〉</p> <p>次の条件をすべて満たす企業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.本市の「税制上の支援措置」を受けられること。</li> <li>2.事業所を新設・増設する際に、市民を 10 人(中小企業は3人)以上、新規雇用すること。</li> <li>3.一定期間(1～3年)以上、継続して雇用されていること。</li> </ol>	<p>正社員1人につき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○1年目 100 万円/人</li> <li>○2年目 50 万円/人 (中小企業は 75 万円/人)</li> <li>○3年目 50 万円/人 (3年目は中小企業のみ)</li> </ul> <p>※助成額の算定は1人目から</p> <p>※1企業当たり限度額1億円</p>

企業立地等促進事業 (企業立地促進融資利 子補給制度)	H17.4	次の条件をすべて満たす企業 1. 本市の「税制上の支援措置」を受けることがで きること。 2. 神奈川県企業立地促進融資を受けていること	○「神奈川県企業立地促進融資」 を受けた際の利子相当額 ○利子補給期間:5年間
-----------------------------------	-------	---	---

詳しくはこちら([藤沢市企業立地等促進事業](#))

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/sangyo/yuchi/sokushinjigyo.html>

14206

神奈川県

小田原市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小田原市企業誘致促進条例	H27.3	〈対象地域〉 工業地域、工業専用地域、工業系保留区域 〈対象業種〉 製造業、情報通信業、自然科学研究所 [投下資本額／企業等] ○土地又は家屋を取得・賃借して新たに事業を開始する企業等で1億円(中小企業者は5,000万円)以上の投資を行なう場合 ○市内で10年以上事業を継続している企業が家屋の増設等を行い、事業を拡張する場合	立地奨励金 ○投下資本額の10% (上限1億円)
			雇用促進奨励金 ○5人以上の市内居住者を1年以上継続して新たに雇用した場合、1人につき20万円 (上限1,000万円) ※条件により適用できない場合があります。
			税制上の優遇制度 ○立地後3年度分の固定資産税、都市計画税の税率を1/2に軽減
小田原市企業誘致促進融資利子補給制度	H11.10	〈対象者〉 ○神奈川県企業誘致促進融資を利用して、小田原市に立地する企業	○県融資利率以内の利子相当額を助成 〈利子補給の対象となる融資限度額〉 西湘テクノパークの場合は融資額のうち5億円以内、それ以外は1億円以内の額に対する利子相当額が対象 〈適用期間〉:利子の支払いを始めた日の属する月から3年以内

詳しくはこちら([小田原市公式HP | 企業等誘致推進制度のご紹介](#))※<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/industry/corpo/kigyosien.html>

14207

神奈川県

茅ヶ崎市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員(人以上)			
<b>■立地支援</b> 大企業 ①30,000 ②10,000 中小企業 ③ 5,000 ④ 2,000	—	①② 1/3課税 （工業系地域、一般地域ごとに業種指定あり）  ③④ 1/4課税 （工業系地域、一般地域ごとに業種指定あり）  ①②③④のうち さがみロボット産業特区に関連すると認められる事業の場合は課税免除	固定資産税 都市計画税	①③ 7年間  ②④ 5年間
<b>■設備投資支援</b> 大企業 5,000 中小企業 500	—	1/3課税 全ての地域 （業種指定あり）	固定資産税	5年間
<b>■地域貢献支援</b> なし	—	課税免除 全ての地域 全ての業種 （設備・施設基準あり）	固定資産税	5年間
<b>■立地支援＋■地域貢献支援</b> 上記の各要件を併せて満たす場合	—	課税免除 （地域や業種、設備等について要件あり）	固定資産税 都市計画税	立地支援の適用期間を2年間延長

詳しくはこちら([かながわ産業立地情報](#))

14210

神奈川県

三浦市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
三崎漁港(二町谷地区)水産物流通加工業務団地 10,000 (土地取得がない場合 5,000)	—	課税免除	固定資産税 都市計画税	5年間
〈適用要件〉 ・令和3年3月 31 日までに立地して事業を開始すること ・国税、都道府県税、市町村税及び特別区税を完納していること ・事業内容が本市の経済の発展に寄与し、かつ、まちづくりにふさわしいと市長が認めるものであること				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
三浦市企業等立地促進条例(雇用奨励金)	H26	〈適用要件〉 ○令和3年3月 31 日までに立地して事業を開始すること ○国税、都道府県税、市町村税及び特別区税を完納していること ○事業内容が本市の経済の発展に寄与し、かつ、まちづくりにふさわしいと市長が認めるものであること 〈対象地域〉 三崎漁港(二町谷地区)水産物流通加工業務団地	○対象地域内で事業を開始するために、市民を正社員として新規に1年以上継続雇用した場合1名につき 14 万円を事業者に交付(1事業者につき1回限り)

詳しくはこちら([かながわ産業立地情報](#))

14211

神奈川県

秦野市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
〈新規立地〉 30,000 (土地を賃借する場合 15,000)	—	(東名秦野テクノパーク、 工業専用地域、工業地 域(新規立地については 工業地域を除く))  課税免除	固定資産税 都市計画税	4年間 (事業を開始した 年の翌年度から)
〈施設再整備〉 30,000 (中小企業 15,000)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
秦野市企業立地促進制度 (雇用促進奨励金)	H16.4	〈対象事業〉 ○研究開発型の施設の新設又は移転及び敷地内にある既存施設の増改築 [新規立地] ○投下資本額が3億円以上(土地を賃借する場合は1億5,000万円以上) [施設再整備] ○投下資本額が3億円以上(中小企業の場合は1億5,000万円以上) ○新規に秦野市に住所を有する者を10人以上(中小企業者にあつては5人以上)雇用(雇用の始期が操業を開始する日の前後6ヶ月以内に限り)し、かつ1年以上継続して雇用 〈対象地域〉 ○東名秦野テクノパーク	奨励金 ○1人につき30万円 ○1企業1回限り、600万円を限度
		〈対象事業〉 ○製造業又は情報通信業の施設の新設又は移転及び敷地内にある既存施設の増改築 [新規立地] ○投下資本額が3億円以上(土地を賃借する場合は1億5,000万円以上) [施設再整備]	

		<p>○投下資本額が3億円以上(中小企業の場合は1億5,000万円以上)</p> <p>○新規に秦野市に住所を有する者を10人以上(中小企業者にあつては5人以上)雇用(雇用の始期が操業を開始する日の前後6ヶ月以内に限り)し、かつ1年以上継続して雇用</p> <p>〈対象地域〉</p> <p>○工業専用地域、工業地域(新規立地については工業地域を除く)</p>	
--	--	--	--

詳しくはこちら([かながわ産業立地情報](#))

14212

神奈川県

厚木市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
大企業 30,000 (製造業、自然科学研究所、地域経済の発展に寄与する事業)	—	(特定誘致地区) 不均一課税 (1・2年目課税免除、3～5年目 1/5 に軽減)	固定資産税 都市計画税	5年間
5,000 (情報通信業、卸売業・小売業※)	—	(一般誘致地区) 1/5 に軽減	固定資産税 都市計画税	5年間
中小企業 5,000 (製造業、自然科学研究所、地域経済の発展に寄与する事業、情報通信業・卸売・小売業※)				
小規模企業 3,000 (製造業、自然科学研究所、地域経済の発展に寄与する事業、情報通信業・卸売・小売業※)				
※卸売業・小売業は東名厚木IC周辺地区、本厚木駅周辺地区に限る				
上記に加え ・戦略産業(環境、エネルギー、医療福祉、防災、食品関連の製造業・研究所、広域的な商圈を有する小売業)	—	(特定誘致地区) 課税免除	固定資産税 都市計画税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
厚木市企業立地元気 アップサポート事業 (企業立地奨励金)	H21. 4	〈対象事業〉 ○中小企業者や小規模企業者が立地する場合に限る ○製造業・情報通信業・卸売・小売業(東名厚木IC周辺地区及び本厚木駅周辺地区に限	企業立地奨励金 ○立地に係る投下資本額の 10% 相当額、限度額 5,000 万円

		<p>る。)・自然科学研究所</p> <p>[投下資本額]</p> <p>○中小企業は 5,000 万円以上</p> <p>○小規模企業者は 3,000 万円以上</p> <p>〈対象地域〉</p> <p>[特定誘致地区]</p> <p>・厚木市が指定する3つの業務施設集積地区</p> <p>1. 東名厚木IC周辺地区</p> <p>2. 本厚木駅周辺地区</p> <p>3. 森の里及び周辺地区</p> <p>[一般誘致地区]</p> <p>・特定誘致地区以外の市内全域</p> <p>・次のいずれかを満たすこと</p> <p>1. 市内で3年以上継続して事業を行っていること</p> <p>2. 立地する土地の敷地面積が 3,000 ㎡以上 (情報通信業は 1,000 ㎡以上)</p>	
(戦略産業奨励金)		<p>〈対象企業〉</p> <p>・戦略産業(環境、エネルギー、医療福祉、防災、食品関連の製造業・研究所、広域的な商圏を有する小売業)</p> <p>[投下資本額]</p> <p>○製造業、自然科学研究所3億円(中小企業者は 5,000 万円)以上</p> <p>○情報通信業、卸売・小売業は 5,000 万円以上</p> <p>○小規模企業者は 3,000 万円以上</p> <p>〈対象地域〉</p> <p>○特定誘致地区</p>	<p>戦略産業奨励金</p> <p>○立地に係る投下資本額の3%相当額、限度額1億円 (中小企業は投下資本額の 13%相当額、限度額 5,000 万円)</p>
(ロボット産業奨励金)		<p>〈対象企業〉</p> <p>○ロボット産業に係る立地をした企業</p>	<p>大企業 500 万円</p> <p>中小企業・小規模企業 250 万円</p>
(本社機能奨励金)		<p>〈対象企業〉</p> <p>○立地に伴い、新たに本社機能を備えた企業</p>	<p>大企業 500 万円</p> <p>中小企業・小規模企業 250 万円</p>
(雇用奨励金)		<p>○製造業、自然科学研究所は 15 人(中小企業者、小規模企業者は1人)以上</p> <p>○情報通信業、卸売・小売業は5人以上(中小企業者、小規模企業者は1人)以上</p> <p>〈対象企業〉</p>	<p>雇用奨励金</p> <p>○正規社員1人当たり 40 万円、正規以外の常時雇用者1人当たり 20 万円を交付(障がい者又は高齢者雇用の場合 10 万円加</p>

		<p>○条例適用企業等 〈対象地域〉</p> <p>○特定誘致地区及び一般誘致地区</p>	算)、限度額 1,000 万円
(産業用地創出奨励金・ 産業用地保全奨励金)		<p>○新たに 3,000 ㎡以上の産業用地を売却した 場合及び 3,000 ㎡以上の産業用地を賃貸した 場合 〈対象事業〉</p> <p>○条例適用企業等に 3,000 ㎡以上の土地を売 却または事業用定期借地権を設定した土地所 有者 〈対象地域〉</p> <p>○特定誘致地区及び一般誘致地区(準工業地 域、工業地域及び工業専用地域に限る)</p>	<p>産業用地創出奨励金・産業用地 保全奨励金</p> <p>○前年度の土地に係る固定資産 税並びに都市計画税相当額</p>

詳しくはこちら([かながわ産業立地情報](#))

※[http://www.k-yuchi.jp/yugu/pdf/12\\_atsugi.pdf](http://www.k-yuchi.jp/yugu/pdf/12_atsugi.pdf)

14213

神奈川県

大和市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大和市企業活動振興条例	H30.4	1. 新規立地奨励金 市外から市内に新規進出する事業者 (製造業、情報通信業、自然科学研究所) 投下資本額3億円以上(中小企業は3千万以上)	投下資本額の10%(ロボット産業は20%)を交付(大企業1億円(ロボット産業は2億円)、中小企業5千万円(ロボット産業は1億円)を上限とする)(1回)
		2. 事業拡大奨励金 市内で3年以上操業している企業 (製造業、情報通信業、自然科学研究所) 投下資本額2億円以上(中小企業は2千万以上)	事業の拡大のために移設、増築または建替えを行う場合に、投下資本額の10%(ロボット産業は20%)を交付(大企業1億円(ロボット産業は2億円)、中小企業5千万円(ロボット産業は1億円)を上限とする)(都度)
		3. 設備投資奨励金 市内で3年以上操業している企業 (製造業、情報通信業、自然科学研究所) 投下資本額1億円以上(中小企業は1千万以上)	事業の拡大のために新たな設備投資を行う場合に、投下資本額の10%(ロボット産業は20%)を交付(大企業5千万円(ロボット産業は1億円)、中小企業3千万円(ロボット産業は6千万円)を上限とする)(都度)
		4. 投資促進奨励金 市外から市内に新規進出する事業者、市内で3年以上操業している企業(製造業、情報通信業、自然科学研究所)であって、上記の新規立地奨励金、事業拡大奨励金、設備投資奨励金のいずれかの奨励金を受けた企業	新たに取得した当該立地に係る固定資産に課する固定資産税及び土地、建物に課する都市計画税、それぞれの税相当額を合算した額の2分の1を奨励金として交付(3年度分)
		5. 賃貸オフィスビル等入居奨励金 市内の1,000㎡以上の床面積を有する賃貸オフィスビル等を新たに賃借し、1年以上操業した企業(製造業、情報通信業、自然科学研究所)	賃料の2分の1を奨励金として交付(1回(1年間分))
		6. 健康企業奨励金 市内で3年以上操業している企業(製造業、情報通信業、自然科学研究所)であって、社員の健康増進に取り組む企業として市長が認定した場合	100万円を奨励金として交付(1回)

14214

神奈川県

伊勢原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人数）			
大企業 30,000 中小企業※ 3,000 (※東部第二土地区画整理事業区 域以外は10,000)	—	(1) 東部第二土地区画 整理事業区域 ①戦略産業(ロボット関連 及び医療関連の産業): 課税免除 ②製造業、情報通信業、 学術・研究機関:3年間 課税免除、2年間課税の 4/5を軽減 ③運輸業、卸売業等:課 税の4/5を軽減 (2)その他地域 製造業、情報通信業、運 輸業、卸売業等:課税の 4/5を軽減	固定資産税 都市計画税	5年間 (賦課される年 度から)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
伊勢原市企業立地 促進条例	H16. 3	〈対象事業〉 (1) 次の①～③のいずれかに該当すること。 ①指定地域内に新たな用地を取得又は借り受 けて立地していること。 ②指定地域内に事業所の建物の全部若しくは 一部を取得又は借り受けて立地していること。 ③指定地域内に事業所を増設していること。 (2) 投下資本額が3億円以上(中小企業等は、 東部第二土地区画整理事業区域 3,000 万円 以上、その他の地域1億円以上) (3) 企業等の施設及び事業内容が条例で定め る業種に該当するもの	雇用促進奨励金 ○6人目から1人につき20万円、限度 額:300万円 ○新卒者及び卒業後3年以内の既卒 者が新規雇用に含まれる場合、1人 当たり10万円(最大5人まで)

		<p>(4) 市内に住所を有する者(雇用される6ヶ月以上前から居住)を新規に6人以上雇用(立地の日の前後3ヶ月以内に雇用した常用雇用従業員に限る)し、かつ1年以上継続雇用していること</p> <p>〈指定地域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○伊勢原市東部第二土地区画整理事業区域</li> <li>○その他の地域(東部第二土地区画整理事業区域及び住宅系用途区域を除く市内全域)</li> </ul>	
--	--	--	--

詳しくはこちら([伊勢原市企業立地促進条例](#))

<http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2013040800019/>

14215

神奈川県

海老名市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
・新規立地	—	工業専用地域、工業地域、準工業地域(3,000 m <sup>2</sup> 以上の地域)、市街化調整区域(他法令等により企業等の立地が認められる場合に限る)1/2を軽減、市内で3年以上操業している中 小企業は全額免除	固定資産税 都市計画税	3年間
大企業 30,000				
中小企業 5,000				
・3年以上市内で操業する企業 (同規模の移転、建替え)				
大企業 20,000		本社等を立地した場合、法人市民税の法人税割を1/2に軽減	法人市民税	3年間
中小企業 3,000				
(事業所の開設、増設、建替え)				
大企業 10,000				
中小企業 2,000				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進事業	H20.4	〈対象事業〉	企業立地奨励金
		○製造業、情報通信業、自然科学研究所(総務省統計局の産業分類による)	○投下資本額の10% ○限度額3,000万円
		○新たに市内に立地する場合 大企業 投下資本額の総計3億円以上 中小企業 投下資本額の総計5,000万円以上 ○3年以上市内で操業する企業 (同規模の移転又は同一敷地内に同規模の建替え) 大企業 投下資本額の総計2億円以上 中小企業 投下資本額の総計3,000万円以上 ○3年以上市内で操業する企業 (市内別地区への新たな事業所の開設、既存事業所の増設、規模の拡大を伴う移転若しくは建替え)	雇用奨励金 ○市内在住者を雇用した場合、雇用する時期に応じて差をつけ、1人につき10～50万円を交付 (雇用期間:1年以上 限度額1,000万円) ○雇用者が障害者である場合には、10万円を加算 ※立地する企業の業種を問わない。
		環境施設奨励金 ○雨水活用施設(有効貯水量10 m <sup>3</sup> 以上のもの) 1 m <sup>3</sup> につき5万円(限度額100万円) ○太陽光発電施設(発電能力10Kw以上のもの) 1Kwにつき10万円(限度額300万円)	

		<p>大企業 投下資本額の総計1億円以上          中小企業 投下資本額の総計 2,000 万円以上          〈対象地域〉          工業専用地域、工業地域、準工業地域          (3,000 m<sup>2</sup>以上の一団の地域)、市街化調整区域(他法令等により企業等の立地が認められる場合に限る)</p>	<p>○風力発電施設 1Kw につき3万円(限度額 100 万円)          ○屋上緑化・壁面緑化(のべ3m<sup>2</sup>以上) 次のいずれか低い方の額(限度額 300 万円)          (1)屋上緑化した面積1m<sup>2</sup>あたり2万円を乗じて得た額若しくは壁面緑化1m<sup>2</sup>あたり5,000 円を乗じて得た額(又は合計額)          (2)緑化に要した費用の 1/2 の額</p>
--	--	--	--

詳しくはこちら ([かながわ産業立地情報](#))

14216

神奈川県

座間市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
大企業 30,000	—	〈対象地域〉 工業専用地域、工業地域、 市街化調整区域での開発行 為の許可地域  〈優遇措置〉 1/2 に軽減	固定資産税 都市計画税	5年間  (賦課される年 度から)
中小企業 3,000				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
座間市企業等の新たな企業投資の促進のための支援措置に関する条例 (雇用奨励金)	H17.7 制定 H23.4 改正 H28.4 改正	〈対象事業〉 ○日本標準産業分類に定める製造業、情報通信業、自然科学研究所 ○支援措置の適用企業 事業所等の新設、移設又は増設に伴い、市内居住者を1年以上雇用した常用の従業員 〈対象地域〉 ○工業専用地域、工業地域、市街化調整区域での開発行為の許可地域	奨励金 ○大企業 5人を超えた雇用(6人目から)1人 20万円 ○中小企業 2人を超えた雇用(3人目から)1人 20万円 ※ただし、障害者を雇用した場合は1人 30万円 限度額 600万円
(環境保全施設整備費助成金)		〈対象事業〉 ○雇用奨励に同じ ○支援措置の適用企業 適用企業等の事業所の設置に伴い、整備した環境保全施設(雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、浸透性アスファルト舗装及び緑地緩衝帯の植栽) 〈対象地域〉 ○雇用奨励に同じ	助成金 1.雨水浸透ます 限度額 12万5,000円 2.雨水浸透トレンチ 限度額 65万円 3.浸透性アスファルト舗装 限度額 50万円 4.緑地緩衝帯への植栽 限度額 30万円
(企業投資奨励)	H21.4 制定 H23.4 改正	〈対象事業〉 ○雇用奨励に同じ	奨励金 投資額の3/100(ロボット関連企業(セン

		<p>○支援措置の適用企業          企業投資額が 50 億円以上(中小企業は5          億円以上)の適用企業          〈対象地域〉          ○雇用奨励に同じ</p>	<p>サー、知能、制御系及び駆動系の要素          を持つ機械システムの全部又は一部を          製造している企業)にあつては 5/100)          に相当する額          (投資額の区分に応じ限度額設定)          ○限度額 3億円</p>
--	--	--	--

詳しくはこちら ([かながわ産業立地情報](#))

14217

神奈川県

南足柄市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①立地	—	(指定産業集積地域及び工業系地域) 1/2を軽減	固定資産税 都市計画税	② 立地 5年間 ② 拡大再投資 4年間 (賦課される年度から)
大企業	30,000			
中小企業	5,000			
②拡大再投資	—			
大企業	20,000			
中小企業	3,000			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南足柄市工場緑化事業補助金制度	H9. 2	○「南足柄市緑の基本計画」に基づき、工場とその周辺地域の豊かな自然環境との調和のとれた良好な地域環境を形成することを目的として、市長が指定する方法により緑化事業を実施した工場	補助金 ○緑化事業に要した費用の一部
企業立地の促進等に関する条例に基づく奨励措置(雇用奨励金)	H20. 4	〈対象事業〉 ○指定産業集積地域に立地する企業 新規雇用5人(中小企業2人)以上 〈対象地域〉 ○指定産業集積地域(市が指定する地域)	奨励金 ○1人につき20万円 ○新規障害者1人につき20万円を加算 ○雇用奨励金は1,400万円を限度
企業立地の促進等に関する条例に基づく奨励措置(転入奨励金)	H30. 12	〈対象事業〉 ○指定産業集積地域に立地する企業 1年以上継続して雇用している従業員を10人以上 市内へ転入 〈対象地域〉 ○指定産業集積地域(市が指定する地域)	奨励金 ○1人につき10万円 ○転入奨励金は1,400万円を限度

詳しくはこちら ([かながわ産業立地情報](#))

14218

神奈川県

綾瀬市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
①市外から立地する企業 30,000 (中小企業者 5,000)	—	下記企業立地奨励金の適用を受けた場合、立地に係る固定資産税・都市計画税の税率を軽減	①不均一課税 固定資産税:1.4%⇒ 0.7% 都市計画税:0.2%⇒ 0.1%	3年間 (賦課される年度から3年度分)
②市内で継続して3年以上事業を行い、かつ、市内で事業拡大のため立地する企業 10,000 (中小企業者 2,000)			②固定資産税及び都市計画税を全額免除	

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
綾瀬市企業の立地促進等に関する条例	H24.4	<p>【対象地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準工業地域(2,000 m<sup>2</sup>以上の一団の土地に1つの企業が立地する場合に限る。)</li> <li>・工業地域</li> <li>・工業専用地域</li> <li>・市街化調整区域(法令等により企業の立地が認められる場合に限る。)</li> </ul> <p>※上記地域での立地(新設、移設、増設、建替え、既存事業所の活用)が該当</p> <p>【対象業種】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業</li> <li>・電気、ガス、熱供給業(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第2条に規定する新エネルギー利用等に係るものに限る。)</li> <li>・情報通信業</li> <li>・自然科学研究所</li> </ul> <p>【投下資本額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市外から立地する企業:3億円以上(中小企業</li> </ul>	<p>企業立地奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内→市内の場合、投下資本額の15% 限度額:3,000万円</li> <li>○市外→市内の場合、投下資本額の10% 限度額:3,000万円</li> </ul> <p>雇用奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内在住者を1人以上常勤雇用した場合、1人につき男性20万円、女性30万円(雇用者が障害者の場合は10万円加算) 限度額:600万円</li> </ul> <p>市内企業活用奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○企業立地奨励金の適用を受け、立地に係る建設工事等を市内企業に発注した場合、請負金額の5% 限度額100万円</li> </ul>

		者は 5,000 万円以上) ・市内で継続して3年以上事業を行い、かつ、市内で事業拡大を目的に立地を行う企業:1億円以上(中小企業者は 2,000 万円以上) ※費用の総額から国等の補助金、企業間の取引 き費用は控除	
--	--	---	--

詳しくはこちら([かながわ産業立地情報](#))

14321

神奈川県

寒川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①(土地の取得がある場合)	—	(工業系地域) 1/2を軽減	固定資産税 都市計画税	①7年間 ②5年間または3年間 (賦課される年度から)
大企業	30,000			
中小企業	5,000			
②(土地の取得がない場合)				
大企業	20,000			
中小企業	3,000			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
寒川町企業等の立地促進に関する条例(雇用奨励金)	H18.4	<p>〈対象事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○製造業、情報通信業、自然科学研究所、その他地域経済の発展に寄与すると町長が認める事業</li> <li>○税制奨励措置を受ける企業で、立地の日の前後2ヵ月以内に新たに町民を常時雇用する従業員として雇用し、引き続き1年以上雇用していること</li> </ul> <p>ただし、この従業員は雇用の日1年前から申請の日まで継続して町内に住所を有する者であること</p> <p>〈対象地域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○工業系地域: 準工業地域、工業地域、工業専用地域</li> </ul>	<p>奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①1年2月雇用した場合: 1人につき20万円</li> <li>②2年2月雇用した場合: 1人につき10万円</li> </ul> <p>※障害者雇用の場合は10万円加算</p> <p>※①②ともに上限10人</p>
寒川町中小企業施設整備資金特別融資要綱	H18.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所又は工場等を町内に新設、増設、更新しようとする中小企業者で、税金を完納しているなどの一定の条件を満たしている中小企業者</li> </ul>	<p>融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○限度額 5,000万円(融資対象の総事業費の80%を上限)</li> <li>○年2.3%以下の固定金利</li> <li>○融資期間: 10年以内(据置期間6ヵ月以内を含む)</li> </ul>

寒川町企業立地促進融資利子補助金交付要綱	H18.4	○「寒川町企業等の立地促進に関する条例」により税制上の奨励措置を受け、かつ神奈川県企業誘致促進融資または、神奈川県産業集積支援融資を受けた企業等	<p>利子補給</p> <p>○支払った利子の相当額(補助率100%)</p> <p>○補給期間:利子の返済開始月から最長5年(税制上の優遇措置が3年の場合最長3年)</p>
寒川町中小企業施設整備資金特別融資利子補助金交付要綱	H18.4	○適用要件 「寒川町中小企業施設整備資金特別融資要綱」により融資を受けた中小企業者(会社又は個人)	<p>利子補給</p> <p>○支払った利子の 1/2 相当額(補助率 50%)、ただし、100 円未満端数切り捨て</p> <p>○補給期間:利子の返済開始月から最長5年</p>
寒川町中小企業事業資金融資要綱	H18.4	町内に住所があり、一年以上継続して同一事業を営んでいる等、一定の条件をみたしている中小企業者	<p>融資</p> <p>○限度額 500 万円</p> <p>○年 1.0%以下の固定金利(2.3%以下のうち 1.3%を町が金融機関へ利子補給)</p> <p>○融資期間:60 月以内</p>
寒川町中小企業事業資金融資利子補給金交付要綱	R2.3	中小企業事業資金融資を行った取扱金融機関	<p>利子補給</p> <p>○補助率:年 1.3%</p> <p>○補給期間:返済開始から完了までの期間(最高5年間)</p>

詳しくはこちら ([かながわ産業立地情報](#))

[http://www.k-yuchi.jp/yugu/pdf/18\\_samukawa.pdf](http://www.k-yuchi.jp/yugu/pdf/18_samukawa.pdf)

14363

神奈川県

松田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<p>○地域未来投資促進法に規定する「地域経済牽引事業」の承認を受けた事業者であって、以下の要件に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋、構築物及び土地の取得価格の合計が 1 億円を超えるもの(農林漁業及びその関連業種に係るものは 5千万を超えるもの)。</li> <li>・土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に建設の着手があった場合のみ対象。</li> </ul>		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
松田町企業等雇用奨励金交付要綱	H26.10.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松田町内で営利を目的として事業所を設ける法人又は個人。</li> <li>・企業等が新たに採用した従業員で引き続き1年以上雇用され、申請日前6月間以上松田町の住民基本台帳に記録されている者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規雇用従業員を3名以上採用した企業等に対し、10万円×新規雇用従業員数を交付(上限50万円)</li> </ul>

14364

神奈川県

山北町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
大企業	30,000	(工業系地域、山北町特定地域土地利用計画における利用検討ゾーン) 1/2を軽減	固定資産税	5年間(賦課される年度から) ただし、本社機能又は社宅を設置する場合は7年間
中小企業	5,000			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山北町企業等の立地促進に関する条例	H21.4	〈対象事業〉 ○山北町に事業所を新設等した企業で、投下資本額が3億円以上(中小企業については5,000万円以上) ○国税、都道府県税、市町村税の完納 ○企業立地促進地区にふさわしい事業内容であること 〈対象地域〉 ○工業系地域(工業地域・準工業地域) ○山北町特定地域土地利用計画における利用検討ゾーン	雇用奨励金 ○町内に住所を有する新規雇用従業員の雇用5人以上(中小企業は3人以上)の場合、新規雇用従業員×20万円(障害者雇用は10万円加算) ○限度額 300万円
			立地奨励金 ○10,000㎡以上の一団の土地に借地権又は事業用定期借地権を設定した場合、当該土地の固定資産税相当額の1/2 ○限度額 1年につき500万円 ○立地の翌年度から5年間(本社機能又は社宅を設置する場合は7年間)

詳しくはこちら ([かながわ産業立地情報](#))

14366

神奈川県

開成町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○町外から新たに立地する企業: 30,000(土地の取得を伴わない場合: 15,000、中小企業者:5,000) ○町内において継続して5年以上事 業を行い、かつ町内で事業拡大を図 ることを目的とする企業:10,000(土地 の取得を伴わない場合:5,000、中小 企業者:2,000)		〈南部地区〉 ○指定業種 課税免除	固定資産税	当初3年間免除 (後2年間は1/2を 軽減)
		(南部地区) ○指定業種以外 1/2を軽減		3年間
		(他地域) 1/2を軽減		

詳しくはこちら([かながわ産業立地情報](#))

14383

神奈川県

真鶴町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
真鶴町中小企業設備資金利子補給金	H15.4	以下の要件をすべて満たすもの (1)中小企業者(中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第2条に掲げるもの)又は協同組合等(中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第3条に掲げるもの)であること。ただし、中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号)第1条に規定する業種に属する事業を営む者に限る。 (2)原則として、町内において1年以上継続して事業所を有していること。 (3)原則として、町内において1年以上継続して現に事業を営んでいること。 (4)町税等の滞納がないこと	設備資金借入金の利子の一部を予算の範囲内において補給する。 補助額:利子の 30%以内 (年額 10 万円が上限) 利子補給期間:借入金の償還を開始した時から 36 月以内

14401

神奈川県

愛川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(製造業、自然科学研究所、宿泊業)		<b>【奨励措置】</b> ・戦略産業(ロボット関連、医療関連の製造業)は免除 ・上記以外の製造業、情報通信業、自然科学研究所は1/5に軽減 ・宿泊業は1/2に軽減 <b>【対象地域】</b> ・製造業、自然科学研究所、情報通信業は町内の工業系区域、県央愛川ハイテク研究所団地 ・宿泊業は町内全域	固定資産税 都市計画税	5年間
大企業	30,000			
中小企業	3,000			
小規模企業	1,000			
(情報通信業)				
大企業	10,000			
中小企業	3,000			
小規模企業	1,000			
※償却資産のみの増資の場合				
(上記業種)				
大企業	30,000			
中小企業	3,000			
小規模企業	1,000			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
愛川町企業誘致等に関する条例(雇用奨励金)(環境配慮設備設置奨励金)	H18.4(施行)	(対象業種)	○雇用奨励金
	H23.4(改正)	○製造業、情報通信業、自然科学研究所、宿泊業	町内に1年以上住所を有する町民を1年以上雇用した場合、1人につき20万円・5人分の雇用奨励金を交付(新規従業員が障害を有している場合は、1人につき10万円加算)
	H28.4(改正)	○最低投資額	○環境配慮設備設置奨励金
	H31.4(改正)	(製造業、自然科学研究所、宿泊業)	・太陽光発電設備
		大企業 30,000	発電能力10キロワット以上の設置に対して、50万円を交付
		中小企業 3,000	・屋上緑化
		小規模企業 1,000	建築物の屋上の全部又は一部に
		(情報通信業)	3㎡以上の屋上緑化を施工した場合に50万円を限度に交付
		大企業 10,000	① 屋上緑化した面積1㎡当たり2万円を乗
		中小企業 3,000	
	小規模企業 1,000		
	※償却資産のみの増資の場合		
	(上記業種)		

		<p>大企業 30,000</p> <p>中小企業 3,000</p> <p>小規模企業 1,000</p> <p>(対象地域)</p> <p>・製造業、自然科学研究所、情報通信業は町内の工業系区域、県央愛川ハイテク研究所団地</p> <p>・宿泊業は町内全域</p>	<p>じて得た額</p> <p>② 緑化に要した費用の1/2の額</p> <p>※①か②のいずれか低い方の額</p>
環境配慮設備設置事業補助金	H31.4	<p>・町内で1年以上同一事業を営業していること。</p> <p>・町税を完納していること。</p>	<p>・太陽光発電設備 発電能力 10 キロワット以上の設置に対して、50 万円を交付</p> <p>・屋上緑化 建築物の屋上の全部又は一部に 3㎡以上の屋上緑化を施工した場合に 50 万円を限度に交付</p> <p>③ 屋上緑化した面積1㎡当たり2万円を乗じて得た額</p> <p>④ 緑化に要した費用の1/2の額</p> <p>※①か②のいずれか低い方の額</p>

詳しくはこちら([かながわ産業立地情報](#))